

Baycom 電力サービス契約約款

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、利用者が居住する集合住宅の建物(以下「本物件」といいます。)の所有者または管理組合等の本物件代表者と締結したBaycom電力サービス契約書(以下「Baycom 電力契約書」といいます。)に基づき、利用者に電気を供給することを目的とする「Baycom 電力サービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。また、利用者が本サービスを利用する条件は、このBaycom 電力サービス契約約款(以下「本約款」といいます。)によります。

第2条(約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条(単位および端数処理)

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。
(1) 負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
(2) 容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
(3) 電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第2章 契約の申込み

第4条(本サービスの申込み)

利用者は、あらかじめ本約款およびBaycom 電力契約書の内容を承認のうえ、当社所定の手続きに従い申込みをしていただきます。

第5条(本サービスの利用契約の成立および契約期間)

本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます。)は、前条の利用者からの申込みを当社が承諾したときに成立します。
2 契約期間は、次の各号によります。
(1) 利用契約は、利用契約が成立した日から、料金適用開始の日を含む一年間とし、原則として同一条件にて更新します。
(2) (1)にかかわらずBaycom 電力契約書に基づくBaycom 電力契約が解約・終了した場合は、利用契約は終了します。

第6条(利用契約の単位)

当社は、1加入世帯または1事業所について1契約種別を適用し、1利用契約を結びます。ただし、本物件の共用部分または共用利用部分においては、1加入世帯または1事業所について複数契約種別を適用し、1利用契約を結び場合があります。

第7条(本サービスの開始)

当社は、利用者の利用契約の申込みを承諾したときには、本サービス提供準備その他必要な手続きを経たのち、本サービスを提供します。本サービス開始の日は、別途通知します。

第3章 料金の算定

第8条(契約の種別)

1 本サービスの契約種別は、当該地域を供給地域とする一般電気事業者の電気供給約款に規定される種別に準じ、Baycom 電力契約書で規定されたものとします。
2 各契約種別の本サービスの利用料金は、Baycom 電力契約書に基づきます。なお、Baycom 電力契約書第8条に規定する料金の計算方法のうち、燃料費調整相当額の算定においては、関電約款の規定にかかわらず平均燃料価格に上限値を定めないものとします。
3 本サービスの利用料金は、本サービス開始の日から適用します。

第9条(検針日)

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日とします。
(1) 検針は、利用者ごとに当社があらかじめ定めた日に、各月ごとに行ないます。ただし、やむを得ない事情のある場合は、当社があらかじめ定めた日以外の日に検針することがあります。
(2) 当社は、次の場合には、前号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。
なお、当社は、②の場合には、非常変災等の場合を除き、あらかじめ利用者の承諾を得るものとします。
①本サービス開始の日からその直後の本物件の検針日までの期間が短い場合
②その他特別の事情がある場合

第10条(料金の算定期間)

料金の算定期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間(以下「検針期間」といいます。)とします。ただし、本サービスを開始し、または利用契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日の翌日から直後の検針日までの期間または直前の検針日の翌日から終了日までの期間とします。

第11条(使用電力量の計量)

1 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに本条第4項および第5項の場合を除き、検針日における電力量計の読み(利用契約が終了した場合は、原則として終了日における電力量計の読みとします。)と前回の検針日における電力量計の読み(本サービスを開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みとします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものとします。)します。
(1) 第9条(検針日)第1項第2号①の場合、本サービス開始の日から次の検針日までの使用電力量を、本サービス開始日から本サービス開始直後の検針日までの期間および本サービス開始直後の検針日から次の検針日までの期間に按分した値をそれぞれその料金の算定期間の使用電力量とします。
(2) 第9条(検針日)第1項第2号②の場合、使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果で精算します。
2 電力量計の読みは、指針が示す目盛りの値によるものとし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものとします。
3 使用電力量は、契約電圧と同位の電圧で計量します。
4 電力量計を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、本条第5項の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに本条第1項に準じて計量した使用電力量を合算した値とします。
5 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、利用者と当社との協議によって定めます。

第12条(料金の算定)

1 料金は、第12条(料金の算定)第1項第1号または第2号の場合は、当該地域の一般電気事業者の日割計算の基本算式に準じて日割計算します。
(1) 本サービスを開始し、再開し、停止もしくは利用契約が終了した場合
(2) 契約種別等を変更したことにより、料金に変更があった場合
2 料金は、利用契約ごとにBaycom 電力契約書に基づき算定します。なお、利用者が当社がBaycom TV契約約款に規定する放送サービス、Baycom インターネット契約約款に規定するインターネット接続サービス、Baycom ケーブルプラス電話規約に定める加入電話サービスを契約している場合の控除金額は、前月末日時点の利用者の契約状況により決定します。

第13条(日割計算)

1 当社は、第12条(料金の算定)第1項第1号または第2号の場合は、当該地域の一般電気事業者の日割計算の基本算式に準じて日割計算します。
2 第12条(料金の算定)第1項第1号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数はサービス開始日および再開日の翌日から始まり、停止日および終了日を除きます。また、第12条(料金の算定)第1項第2号の場合により日割計算をするときは、契約種別等の変更受付日の翌日以降、変更後の契約種別別の料金を適用します。
3 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその部度電力量の値の確認を行ないます。

第14条(料金の支払い義務)

1 利用者の料金の支払義務は、次の日に発生します。
(1) 検針日とします。ただし、第9条(検針日)第1項第2号①の場合の料金または第11条(使用電力量の計量)第1項第1号もしくは第2号により精算する場合の精算額については次の検針日とし、また、第11条(使用電力量の計量)第5項の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日とします。
(2) 本サービスが終了した場合は、終了日とします。ただし、特別の事情があって利用契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日とします。
2 利用者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を超過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
3 利用者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額)の2割に相当する額に消費税等相当額を加算し、それを増増金として当社が別に定める方法により支払うものとします。

第4章 ご使用について

第15条(適正契約の保持)

当社は、利用者と利用契約が電気の使用状況に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更するものとします。

第16条(本サービス提供場所への立入りによる業務の実施)

当社、一般電気事業者、特定規模電気事業者、当社が再委託する第三者、電気保安法人、その他下記業務遂行のために必要と考えられる者は、次の業務を実施するため、利用者の承諾を得て利用者の土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承認していただきます。なお、利用者のお求めに応じ、係員は、所定の身分証明書を提示します。
(1) 当社、特定規模電気事業者、一般電気事業者または本物件所有者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
(2) 当社、特定規模電気事業者、一般電気事業者または本物件所有者の電気工作物の保安の維持に関する業務
(3) 不正な電気の使用を防止するために必要な利用者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
(4) 電力量計の検針または計量値の確認
(5) 本サービスの開始、停止、終了、変更に必要な措置
(6) その他本約款に基づく一切の業務

第17条(本サービスの停止)

1 利用者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、その利用者について本サービスの提供を停止することがあります。
(1) 利用者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
(2) 当社、特定規模電気事業者、一般電気事業者または本物件所有者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
(3) 当社の承諾なく、当社の電気工作物と利用者の電気設備との接続を行なった場合
2 当社は、利用者において利用料もしくは各種料金を2ヶ月分滞納した場合、または本約款に違反する行為があったと認められる場合もしくはその恐れがある場合は、利用者に催告したうえで本サービスの提供を停止することができます。
3 利用者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、その利用者について本サービスの提供を停止することがあります。
(1) 利用者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
(2) 電気工作物の改修等によって不正に電気を使用的場合
(3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用的場合
(4) 第16条(本サービス提供場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
(5) 第15条(適正契約の保持)によって必要となる措置を講じられない場合
4 利用者がその他約款に反した場合には、当社は、その利用者について本サービスの提供を停止することがあります。
5 当社は、本サービス停止後も第1項から第4項の事由が解消されない場合は、当社より利用者へ通知、催告を行った上で、本サービスの契約解除を行うことができます。

第18条(本サービス停止の解除)

第17条(本サービスの停止)によって電気の供給を停止した場合で、利用者がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にとまない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに本サービスを再開します。ただし以下の各号に該当する場合はその限りではありません。
(1) 天災地変等不可抗力その他非常変災の場合
(2) 夜間の場合で、要員の配置等の事情により、やむを得ないとき
(3) その他特別の事情がある場合

第19条(本サービス停止期間中の料金)

第17条(本サービスの停止)によって、本サービスの提供を停止した場合には、その停止期間中についても、料金を減額することなく、料金を算定します。

第20条(本サービスの中止または利用の制限)

1 当社は、次の場合には、本サービス提供中に本サービスを中止し、または利用者に本サービスの利用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
(1) 法定で定められた保安点検を実施するうえで、停電を伴う作業が必要な場合
(2) 一般電気事業者または特定規模電気事業者が電気の供給を制限し、もしくは中止・停止した場合
(3) 当社、特定規模電気事業者、一般電気事業者または本物件所有者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずる恐れがある場合
(4) 当社、特定規模電気事業者、一般電気事業者または本物件所有者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
(5) 天災地変等不可抗力その他非常変災の場合
(6) その他保安上必要がある場合
2 前項各号の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって利用者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3 本条第1項の場合には、当社は、本サービスの中止または使用の制限もしくは中止にともなう料金の減額は行ないません。

第21条(損害賠償の免責)

1 第17条(本サービスの停止)あるいは第20条(本サービスの中止または利用の制限)第1項各号によって本サービスを中止し、または本サービスの利用を制限した場合で、それが当社の責めとされない理由によるものであると、またはBaycom 電力契約が解約・終了したことともない本サービスの提供が終了したときのみにおいて、当社は、利用者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
2 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとされない理由によるものときには、当社は、利用者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第22条(設備の賠償)

利用者が故意または過失によって、当社または一般電気事業者の電気工作物を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
(1) 修理可能な場合
修理費
(2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

第5章 契約の変更および終了

第23条(利用契約の変更)

利用者が利用契約の変更を希望される場合は、第2章(契約の申込み)に定める新たに本サービスの利用契約を希望される場合に準ずるものとします。

第24条(名義の変更)

1 利用者の名義は、次の場合に変更できるものとします。
(1) 利用者が転居する場合で、新入居者への名義変更に同意するとき(旧利用者の同意書を添付するものとします)
(2) 個人たる利用者が死亡した場合で、当該利用者の相続人の名義に変更するとき
(3) 法人たる利用者が合併または組織変更により商号を変更するとき
2 前項の場合において、新利用者は、当社に別列記に定める様式の利用者名義変更届を提出するものとします。
3 個人たる利用者が改姓・改名した場合は、法人たる利用者が単に商号を変更した場合においても前項の利用者変更届の提出を必要とします。
4 第1項および第2項の場合において、旧利用者と新利用者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切迷惑をかけないものとします。
5 第1項の名義変更については、当社の規定によりこれを承認しないことがあります。

第25条(利用契約の廃止)

1 利用者が利用契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、利用者から通知した廃止期日に本サービスを終了させるための適当な処置を行ないます。
2 利用契約は、利用者が当社に通知した廃止期日に終了します。
(1) 当社が利用者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に利用契約が終了したものとします。
(2) 当社の責めとならない理由(天災地変等不可抗力その他非常変災の場合を除きます。)により本サービスを終了させるための処置ができない場合は、利用契約は本サービスを終了させるための処置が可能となった日に終了したものとします。

第26条(利用契約終了後の債権債務関係)

利用契約の契約期間中の料金その他の債権債務は、利用契約の終了によっては消滅しません。

第27条(専断的合意管轄)

本約款および本サービスに関する一切の訴訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とすることに合意していただきます。

附則

(実施期日)

この約款は、2023年3月10日から実施します。